

第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会 宿泊・医事衛生実施計画

第80回国民スポーツ大会水泳（飛込）競技会（以下「競技会」という。）の開催基本計画に基づき、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「競技会参加者」という。）の宿泊及び競技会参加者並びに一般観覧者（以下「参加者等」という。）の医事・衛生は、次のとおり実施する。

1 宿舎

- （1）競技会参加者の宿舎は、原則として、競技会場所在地及び周辺地域の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。）を利用する。
- （2）風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により支障があると認められる宿舎は利用しない。

2 配宿

- （1）選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場までの交通状況等を考慮する。
- （2）役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。

3 宿泊料金

競技会参加者の宿泊料金は、公益財団法人日本スポーツ協会が決定したものを適用する。

4 食事

競技会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養的にも調和のとれたものとする。

5 医療救護

参加者等の傷病発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、競技会場内に救護所を設置し、応急処置及び医療機関への移送等の医療救護体制を整える。

6 防疫

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため関係機関・団体等の協力を得て防疫体制を整えるように努める。

7 食品衛生

参加者等の食の安全・安心を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、食品関係施設等の衛生管理体制を整えるように努める。

8 環境衛生

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿舎の衛生対策、会場及び周辺環境の美化、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進に努める。